

令和3年 教育委員会第2回定例会 会議録

日時 令和3年2月9日（火）

午後3時00分～午後3時35分

場所 オンライン会議

議事日程

第 1 協議

【子ども施設課】

(1) 千代田区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

第 2 報告

【九段中等教育学校経営企画室】

(1) 令和2年度九段中等教育学校適正検査結果

第 3 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（2月20日号）

出席委員（4名）

教育長職務代理者	金丸 精孝
教育委員	中川 典子
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員（11名）

子ども部長	清水 章
教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳
九段中等教育学校経営企画室長 副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	新井 玉江
子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	安田 昌一
子ども施設課長事務取扱 子ども部参事	小池 正敏
学務課長	小原 佳彦
指導課長	佐藤 友信
統括指導主事	田中 博

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（3名）

総務係長	江口 友規
総務係員	橋本 悠
総務係員	濱本 美那

金丸教育長職務代理者

それでは、時間になりましたので、第2回定例会を開きたいと思いたすが、開会に先立ち、本日、傍聴者から傍聴申請があり、傍聴を許可していることをご報告しておきます。

なお、新型コロナウイルスの感染予防のため、傍聴は隣の教育相談室に備えているテレビモニターで行っていただきますので、ご承知おきください。

それでは、ただいまから令和3年教育委員会第2回定例会を開催いたします。

本日、教育委員は全員出席です。

今回の署名委員は中川委員にお願いいたします。

それでは、議事日程に先立ちまして、オンラインで出席している幹部職員  
の点呼を、子ども総務課長にお願いいたします。

子ども総務課長

はい。子ども総務課長です。

本日、幹部職員のうち議場出席しておりますのが、子ども部長、教育担当部長、そして、私、子ども総務課長です。

オンライン出席している幹部職員は、私が職名を呼び上げますので、マイクのスイッチをオンにして、返事をお願いいたします。

子ども支援課長。

子ども支援課長

はい。

子ども総務課長

子育て推進課長。

子育て推進課長

はい。中根です。

子ども総務課長

児童・家庭支援センター所長。

児童・家庭支援センター所長

はい。

子ども総務課長

子ども施設課長。

子ども施設課長

はい。

子ども総務課長

学務課長。

学務課長

学務課長です。

子ども総務課長

指導課長。

指導課長

はい。指導課長です。

子ども総務課長

統括指導主事。

統括指導主事

はい。統括指導主事です。

子ども総務課長

九段中等教育学校経営企画室長。

九段中等教育学校経営企画室長

はい。中等、大塚です。

子ども総務課長  
金丸教育長職務代理者

以上のとおり、全員出席でございます。よろしくお願ひいたします。  
ありがとうございました。

## ◎日程第1 協議

### 子ども施設課

#### (1) 千代田区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

金丸教育長職務代理者

それでは、日程第1の協議に入りたいと思います。

千代田区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について、子ども施設課長よりご説明をお願いいたします。

子ども施設課長

はい。子ども施設課長です。

学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則に関しまして、資料に基づきましてご報告申し上げます。

本日は、協議ということでございますので、資料が3枚ございますが、2枚目の参考という資料をご覧になってもらえますでしょうか。参考というものです。「学校施設使用条例施行規則の一部改正について(案)」というものでございます。

まず、今回の施行規則の改正でございますが、プールの利用料に関する回数券の還付についての改正ということでご理解ください。

経緯でございますが、新型コロナウイルスの感染症の拡大ということの防止のために、プールに関しまして、学校プールですけれども、一般開放の休館をやっていた経緯がございます。それに伴いまして、回数券の還付という実績が増えてきたというのが改正の理由です。

その一方で、還付手続に関しましては、これまでもやっておったのですけれども、プールの担当課というものが、資料2の現状のところにあるように、生涯学習・スポーツ課であったり、子ども施設課であったり、高齢介護課であったりということで、担当課が3つにまたがるような状況になっており、担当課ごとにそれぞれの内部規定でもって還付をやっていた現実がございます。

実際のことを申しますと、回数券の還付というのはめったにないものでございまして、年に1回あるかないかというような状況がございます。そういった状況だったのですけれども、今回、コロナウイルスの関係で、還付の実績が多くなったという現実がございます。

この際、そういったことを考えまして、各課で協議をしまして、還付の方法に関して統一しようというようなことが改正の理由になります。

資料2の現状のところをご覧ください。学校施設に関しましては、小学校5校のプールの開放をやっているという現実がございます。担当課のほうも、生涯学習・スポーツ課と子ども施設課の2つの課に分かれているという現状がございます。いきいきプラザに関しましては高齢介護課、スポーツセンターに関しましては生涯学習・スポーツ課ということでございます。

表の右側が対応例というふうになっていますけれども、ばらばらの対応がございました。4,000円の、区民の大人券ですけれども、11枚分の券を10枚の料金の販売するという形に回数券はなっています。これに関しては、どこのプールも一緒でございます。が、還付に関しましては、11枚分で割り返して還付するという方法、それから、使用済みの分を引いて還付するという方法、1枚分に関してはサービスというような算出方法、それから、冊子でなければ、残枚数に関しては還付しませんというような方法がございました。

これは、それぞれ還付の方法に関しては、利用者の方に明記をするという形でございますので、会計上の問題はないということなのですが、この際、そういったことはばらばらではないほうがいいのではないかということから、統一をするというものでございます。

3番の改正内容です。

(1) 回数券ですけれども、11枚分の券を10枚の料金の販売すると。1枚分に関しては、サービスとして取り扱うということにしまして、その部分を差し引いて還付するという方法にしたいというふうに考えております。

還付の方法でございますが、括弧書きになっていて分かりづらいのですが、販売金額を10で割った使用済みの枚数を販売金額から引いた金額という出し方で計算するということにいたします。結果といたしまして、1枚分がサービス券という形になるということでございますので、11枚分の回数券で10枚使って、1枚残った分に関しては還付がないという形になるという計算方式になります。

(2) 入場券でございます。こちらに関しましては、一般のプールの入場券で、ご利用になられた方でしたらご了解いただけると思いますが、カウンターのところ、自動販売機で入場券を買うというのが通常の利用方法です。実際に還付ということは考えられないのですが、当日、買い間違えたなどということによって還付するというようなことはございますが、翌日以降還付するという点に関して、規定の整備でございまして、これは、文書法規担当のほうからのご指摘があって、こういった規定になっているのですけれども、翌日以降に関しては、還付ができませんということを決めましょうという話になっています。

4番の規則改正の案です。改正案に関しましては、別紙でございまして、後で新旧対照表でご説明申し上げます。

施行日に関しましては、令和3年の4月1日からというふうに考えています。

5番の他所管の対応でございますが、こちらに関しましても、高齢介護課、それから、生涯学習・スポーツ課のほうで、同様の内容で改正をしていくという予定で準備をしております。

次に、もう一枚資料をめくってもらいますと、新旧対照表がございまして、新のほうですけれども、第10条の第2項で、回数券の還付に関しまして、表紙を切り離した場合には還付できませんという内容が書いてございます。そ

れから、第3項の(7)番が、先ほどご説明申し上げましたが、当日購入の入場券の還付に関してです。(8)番に関しましては回数券の還付で、回数券の販売額を10で割った金額に関して返還できませんという内容になってございます。

ご説明は以上でございます。

金丸教育長職務代理者

ありがとうございました。

ただいまのご説明で質問のある方は、挙手をして質問をしてください。

長崎委員。

長崎委員

はい。質問です。

これは、還付するときに、回数券の場合は表紙が切り離されていないことというのがあるのですけれども、当日券は、例えば、売場で、窓口で購入した券をそのまま出せば、特に印鑑などは必要なく、還付ができるものなのでしょうか。

子ども施設課長

はい。子ども施設課長です。

金丸教育長職務代理者

はい、どうぞ。

子ども施設課長

回数券の還付に関しましては、回数券の還付請求書と申しますか、利用料金の還付請求書というのがございますので、還付請求書はその担当課のほうに出す形になります。

判こが必要かどうかという話なのですけれども、これに関しては、会計上の話と一緒にしてくるものですから、現状、判こが必要であるというのが現状でございます。

それから、入場券に関してでございますが、こちらに関しては、券売機のところで販売をやっていますので、そこでもってプール監視員に出してもらえれば、還付ができる形になっております。

以上です。

長崎委員

はい。ありがとうございました。

すみません、もう一点。回数券というのは、使用の期限が決まっているものなのでしょうか。

子ども施設課長

子ども施設課長です。

金丸教育長職務代理者

どうぞ。

子ども施設課長

回数券に関しては、使用期限はございません。

長崎委員

はい。ありがとうございました。

金丸教育長職務代理者

ほかには何かご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

1点、ちょっと私のほうから、分かりにくいのですが、この改正後の第10条の第3項の(8)の中に、「10で除した額に使用済枚数を乗じて得た額を減じた額が零以上となる場合に該当するとき」というふうに書いてありますけれども、ゼロ以上になる場合というのは、実際に存在するのでしょうか。

子ども施設課長

子ども施設課長です。

11枚分を10枚の料金で販売するというところでございますので、全部使った

場合がマイナスになるという計算になります。若干分かりづらくて申し訳ないのですが、使用枚数に乗じた金額、つまり、11枚掛ける、その10で割った金額掛ける11枚であると、販売金額よりもマイナスになるということになります。10枚と同数であればゼロになりますので、0円を還付しないというような流れになっているというのが現実でございます。

金丸教育長職務代理者 内容自身は分かるのですけれども、考えてみたら、11枚全部使えば、還付という概念そのものがないような気がするのですけれども、ここで、あえてこれを入れておくというのは、将来的に、そういうような場合、例えば、10枚の代金で12枚を交付するとか、そういうようなこともあり得るという前提で、この規定がつくられているのでしょうか。

子ども施設課長 はい。こちらの学校施設のプールに関しては、想定にはなっていないのですけれども、高齢介護課であるとか生涯学習・スポーツ課のスポーツセンターの利用に関しましては、指定管理者の管理になっている現実がございます。そういったことで、将来的に、12枚であるとか、13枚であるとかということも考えられますので、統一させているという流れでございます。

金丸教育長職務代理者 ありがとうございます。  
ほかには何かございますか。よろしいでしょうか。  
(な し)

金丸教育長職務代理者 それでは、これは、またご説明を頂いて、可能であれば、次回に採決ということでしょうか。

子ども施設課長 はい。この次の教育委員会で議案として出したいというふうに考えております。

金丸教育長職務代理者 了解いたしました。  
ほかには何かございますか。大丈夫ですね。  
(な し)

## ◎日程第2 報告

### 九段中等教育学校経営企画室

#### (1) 令和2年度九段中等教育学校適正検査結果

金丸教育長職務代理者 そうしましたら、次に、日程第2、報告事項に入らせていただきます。  
令和2年度九段中等教育学校適正検査の結果につきまして、九段中等教育学校経営企画室長のほうからご説明をお願いいたします。

九段中等教育学校経営企画室長 九段中等教育学校経営企画室長、大塚です。  
今お手元にお配りしているのが、試験の翌日のプレスリリースの内容となっております。

2月3日の日に、中等教育学校での適正検査を実施いたしました。結果ですけれども、13、14日で応募のあった631人のうち、583人が受検したということで、受検率は92.4%と、昨年よりも若干下がっております。

この受検者数の内訳ですけれども、千代田区民を対象とした区分A、そし

て、区民以外の都民ということで、区分Bでなっていますけれども、ご覧のようなことになっております。

受検倍率につきましては、A区の男子が1.83倍ということで、昨年に比べ、0.5程下がって、2倍に届きませんでした。女子は若干下がったと。そして、区分Bにつきましては、男女共に約1倍の減少があったということでございます。

合格発表ですけれども、本日8時に学校のホームページに掲載し、9時にこの九段校舎に各区分Aの男子、女子、Bの男子、女子というような形で、掲示をいたしまして、入学手続の1日目が終わった次第でございます。入学手続は明日の9時から正午まで行うという予定になっております。

ちなみに、今日、入学手続を行った方々ですけれども、A区が80人のうち62名、そして、B区が65名ということで、約8割の方が1日目に手続を終えたということになりました。

2枚目の過去3年間の受検状況なのですが、A4の横での一覧表になっておりまして、先ほど申しましたように、昨年、一昨年と、A区は2倍少々、B区は6.39倍というようところが、ご覧のように今回下がっているような状況でございます。

ちなみに、同じ日に、都内に10校あります都立の中等教育学校が検査を行い、そして、発表、手続ともに区と同じ対応で行っているわけですけれども、そちらでの一般枠での競争倍率は10校平均で4.87倍ということになっております。

私からの報告は以上です。

ありがとうございます。

ただいまのご報告について、ご質問のある方は、挙手をしてご質問ください。

よろしいでしょうか。

中川委員、どうぞ。

今日の段階で、62名と65名が手続を済ませたということになってはいますが、この手続をしなかった方については、何人かは繰上げ入学のようになるのかと思いますが、どのように対応することになっているのでしょうか。

はい。申し訳ございませんでした。

これからの予定ですけれども、基本的には2月10日までに入学意思確認書というものを出示していただきます。その日までに届出がなかった、九段中等教育学校に入りますという意思決定がなかったものにつきましては、合格を放棄したというふうな形でみなします。また、基本的には、2月16日までに入学金を払っていただき、そして、入学許可書をこちらからお出しするわけですけれども、そういった手続を行い、なお、手続きがなかったという方々につきましては、2月22日の17時までを期限として、繰上げ順位に従って、一人一人連絡をして、繰上げ合格を行うということになっております。

金丸教育長職務代理者

中川委員

九段中等教育学校経営企画室長

中川委員  
金丸教育長職務代理者

以上です。  
はい。分かりました。ありがとうございます。  
はい。  
ほかには何かございますでしょうか。よろしいですか。  
(なし)

### ◎日程第3 その他

#### 子ども総務課

##### (1) 教育委員会行事予定表

##### (2) 広報千代田(2月20日号)

金丸教育長職務代理者

それでは、この点については、この程度にいたしまして、続きまして、日程3、その他に入りたいと思います。

教育委員会行事予定表と広報千代田の掲載事項につきまして、子ども総務課長からご説明をお願いします。

子ども総務課長

はい。子ども総務課長です。

教育委員会行事予定表のほうをご覧ください。前回の教育委員会でもご説明をしている部分は割愛させていただいて、ご説明いたします。

前回、表面のほうはご案内させていただいておりますので、裏面のほうをご覧ください。

裏面のほうが、3月6日を皮切りに、九段中等教育学校卒業式から、最後、3月19日の神田一橋中学校、麴町中学校の卒業式まで、各種卒業式、卒園式、修了式の日程が落とし込まれている状況でございます。

前回の教育委員会でもご案内させていただきましたが、こちらの卒業式、卒園式、修了式に関しましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催時間を短時間とし、出席者も絞ってというところとなっておりますので、教育委員の皆様方もご出席いただかないというところで、お話しさせていただきますところでございます。

教育委員会の行事予定表については、以上でございます。

引き続きまして、広報千代田(2月20日号)広報原稿一覧のほうをご覧ください。子ども部からは2件、地域振興部から9件、原稿を提出してございます。

子育て推進課からは、「次世代育成手当の申請を忘れずに」というところで、2月中旬にこちらのご案内を発送し、4月以降の支給の手続というところのご案内でございます。

続いて、同じく子育て推進課からは、「私立認証保育所開設のお知らせ」というところで、国土交通省省内のココファン・ナーサリー霞が関の事業者が交代したというところで、ナーサリーベアー霞が関としてオープンするというところの案内が載る予定でございます。

それ以降、文化振興課、生涯学習・スポーツ課からの原稿は、お目通しい

ただければと思います。

行事関係につきましては、広報千代田が発行される段階において、中止決定したものは、そのまま記事は掲載されつつ、中止というふうなご案内になりますので、広報千代田のほうでご確認いただけたらと思います。

また、2月20日号の広報千代田は、新区長が就任しましたので、その就任の挨拶が1面に載る予定となっております。

説明は以上です。

金丸教育長職務代理者

ありがとうございます。

ただいまのご説明についてご質問等がございましたら、手を挙げて、ご質問ください。

よろしいでしょうか。

(な し)

金丸教育長職務代理者

それでは、今の件につきましては、以上とさせていただきます。

ほかに、教育委員のほうから何か情報提供等はございますでしょうか。よろしいですか。

どうぞ。

長 崎 委 員

はい。2月2日の日経産業新聞に九段中等教育学校が行った防災とテクノロジーの、防災関係の授業の記事が出ていまして、すごく興味深く読ませていただいて、生徒の感触も大変よかったということなので、九段中等教育学校だけでなく、他の中学校でも1回、話だけでも、見てもいいのかと思いました。

金丸教育長職務代理者

ありがとうございます。

ただいまのことについて、指導課長、何かご意見はございますか。

指 導 課 長

はい。ありがとうございます。

防災教育、安全指導、そういった意味では、各校、様々な取組をしておりますので、こういった内容を共有できるように努めてまいりたいと思います。

金丸教育長職務代理者

ありがとうございます。

長崎委員、今のご回答でよろしいでしょうか。

長 崎 委 員

はい。STEAM教育の手法を取り入れているということで、そこが1つ何か特徴なのかと思って見えています。今後に生かしていけたらいいと思いました。

以上です。ありがとうございました。

金丸教育長職務代理者

はい。ありがとうございます。

それでは、私から1点。大分前なのですが、1月27日の読売新聞に、静岡県教育委員会は、業務上で利用される教職員と生徒らのグループとのSNSの内容について、管理職が閲覧、監視できるシステムを導入する方向で検討に入ったというニュースが載っておりました。

最近、個人的なSNSのやり取りで、学校の先生と生徒たちとの間のあまりよろしくない関係が発生しているということもあるためなのだろうと思い

ますけれども、この辺の情報については、指導課長、何かつかんでいらっしゃいますでしょうか。

指 導 課 長

はい。ありがとうございます。

教員が児童・生徒とSNSで何かやり取り等をするということは、基本的には行わないということが大原則であります。そのSNSに端を発した処分案件が全国で続いてきているところでございます。こういったことに関しては、各学校のほうで、校長をはじめとしたサービス事故防止のほうの意識を徹底させるといったところが大事なところかというふうに思っているところでございます。重点的には、4月、7月、12月で、そういったことも含めたサービス事項の意識の徹底、それを図っていくのが重要であるというふうに捉えております。

また、やはり子どもたち同士の中でのSNSでのやり取りについても、各学校で注意喚起を行うとともに、原則禁止ということではないのですが、こういったものが相手の心を傷つけたり、自分の心を不安定にしたりするかということについては、SNSの特別な授業等を通して、各学校、かなり浸透はしてきているというふうに考えております。

ただし、例えば、不登校であるとか、心が不安定になりがちな子どもたちに、その一因がないかどうかについては、引き続き学校のほうでしっかりと子どもを見ていくということにできればというふうに考えています。

実際に、不登校になった原因がSNSであるといった固定的な原因にはなっていることは、本区の中では、今のところ、現状として見られませんが、しっかりこの辺のあたりについては、見守っていく必要があるというふうに考えています。

以上です。

金丸教育長職務代理者

ありがとうございました。

ほかには何かございますでしょうか。よろしいですか。

(な し)

金丸教育長職務代理者

それでは、本日の教育委員会は、以上をもちまして、閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。